

滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水防法等の一部を改正する法律(平成27年法律第22号)による下水道法(昭和33年法律第79号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県琵琶湖流域下水道条例(昭和57年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 下水道法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。

(第1条、第2条の2、第2条の7関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県琵琶湖流域下水道条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>第25条の2第1項</u>の規定に基づき、琵琶湖流域下水道（以下「流域下水道」という。）を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p>第2条の2 <u>法第25条の10第1項</u>において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。</p> <p>第2条の3～第2条の6 省略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第2条の7 <u>法第25条の10第1項</u>において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>第25条の10第1項</u>の規定に基づき、琵琶湖流域下水道（以下「流域下水道」という。）を設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p>第2条の2 <u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次条から第2条の6までに定めるところによる。</p> <p>第2条の3～第2条の6 省略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第2条の7 <u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>以下 省略</p>